

令和6年(ラ許)第444号

(原審・東京高等裁判所令和6年(ラ)第2128号)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

申 立 人 官 部 龍 彦

新潟県新発田市住吉町2-3-31

相 手 方 長谷川 サナエ

新潟県胎内市桃崎浜691-55

相 手 方 小 池 武 志

新潟県村上市平林2010-1

相 手 方 小 池 ユリ子

新潟県上越市北本町4-3-9

相 手 方 部落解放同盟新潟県連合会

同代表者執行委員長 長谷川 均

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、原決定について、民訴法337条2項所定の事項を含むとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

令和6年12月3日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 三 角 比 呂 

裁判官 大 野 晃 宏 

これは謄本である。

令和6年12月4日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 大野 昭 平



中華民國二十九年

五月廿一日

廣東省立第一中學

第六卷 第...



裁判官 内 海 雄 介



事件番号

令和6年(ラ許)第444号

〒252-0021  
神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

宮部龍彦様



P0100001240043486

特別送達

③141-20-34976-2  
配達日12/ 5 10:25 保管期限12/12

141-20-34976-2



〒100-8933

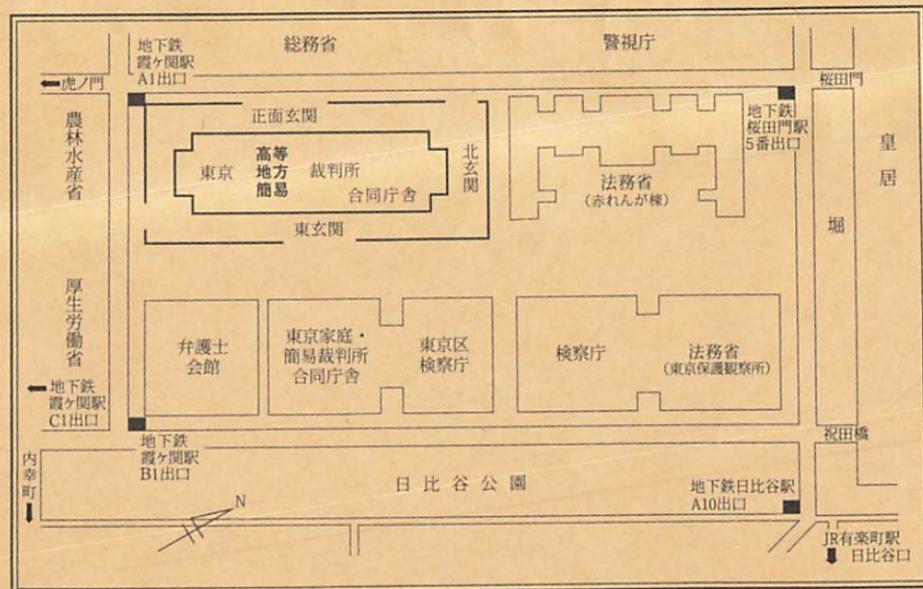
東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京高等裁判所

第 8 民 事 部

電話03-3581-2016 (ダイヤルイン)

FAX 03-3580-3841



〔最寄駅〕地下鉄	丸の内線	霞ヶ関駅 (A1出口)	2分
	日比谷線	霞ヶ関駅 (A1出口)	2分
	千代田線	霞ヶ関駅 (A1出口)	2分
	有楽町線	桜田門駅 (5番出口)	3分
	都営三田線	日比谷駅 (A10出口)	13分
JR山手線・京浜東北線	有楽町駅 (日比谷口)	15分	

当庁には駐車施設がございませんので、車による来庁はご遠慮ください。